

第1回岐阜県犬の咬傷事故防止に係る検討会議 議事要旨

1 日時

令和3年11月29日（月） 13:30～15:30

2 場所

OKBふれあい会館 7D研修室 又はオンライン

3 出席者

○委員7名（委員8名のうち1名欠席）

氏名	所属団体・役職等
もり たかし 森 崇	岐阜大学応用生物科学部附属動物病院 院長
あさの あきこ 浅野 明子	高木國雄法律事務所 弁護士
はせがわたかあき 長谷川孝明 (代理 しばた しんじ 柴田 真治)	公益社団法人岐阜県獣医師会 副会長 (公益社団法人岐阜県獣医師会 常務理事)
おくだ よりゆき 奥田 順之	日本獣医動物行動研究会 動物行動学診療認定医
さくらい きやか 櫻井 彩香	公益社団法人日本動物福祉協会 動物看護師
たに かずたか 谷 一孝	公益社団法人日本警察犬協会 中部支部連合会会長兼岐阜支部長
おおの やすふみ 大野 恵章	一般社団法人岐阜県猟友会 会長

○オブザーバー

政井 和彦 岐阜県健康福祉部恵那保健所生活衛生課長

○事務局（岐阜県健康福祉部生活衛生課）

佐橋 勝己 生活衛生課長

杉山 恵里 主幹兼乳肉・動物指導係長

古田 直子 主任技師

4 議事概要

(1) 検討内容及び調査事項について

事務局から、咬傷事故防止に係る規制の方向性に関する検討内容及び検討に必要な情報を得るための調査事項についての説明を行った後、委員との意見交換を実施。

【大野委員】

- ・ 猟友会が把握している事故では、従来方法による狩猟（マキガリ）中に山中で集団から離れた狩猟犬が集落に降りて人や飼い犬を咬んだ事例がある。
- ・ 現在は豚熱が発生しているため、狩猟はくくり罠での捕獲に限られており犬は使用していない。そのため、規制を強化することになった場合でも現在の方法による狩猟への影響はない。

【谷委員】

- ・ 警察犬として使役する犬種は咬むというイメージが一般的に強いが現場での咬傷事故はほぼない。頭数と比較しても事故の件数は少ない。
- ・ 特定の犬種を規制するのではなく、飼育時に小さいうちから誰にでも触らせるよう訓練するなど、適切な飼育方法を普及すべき。
- ・ 大型犬の飼養頭数は減少しており、さらに犬種を指定して規制するとなると、使役する犬がいなくなってしまうので、考慮してほしい。

【櫻井委員】

- ・ 規制強化よりも運用徹底のマニュアル作成の方が良い。事故を起こすような犬に対して、近隣の方などから相談を受けた時点で指導や情報収集など行政が動くことができれば、事故を減らせるのではないかと。当協会には行政に相談したが解決しない、どこに相談すればよいかわからないという方から相談がある。
- ・ 犬種指定はすべきではない。攻撃性は犬種に由来するものではないので、犬種の特徴に合わせた飼育方法やトレーニングやしつけをすれば攻撃行動を防げる。
- ・ アメリカでは州により飼育自体を禁止している場合もあり、飼育が見つければ、性格の良し悪しに関わらず、ミックスであっても安楽死の対象となる。犬種を指定するとミックスの扱いも問題となる。

海外で危険犬種が規制された背景には、闘犬での利用や治安の悪い地域での番犬、獰猛な犬を連れ添い自分の強さを誇示するためのツールとして利用する国特有の社会的問題が根源にあり、市民からは犬の規制よりも社会的問題に取り組むべきという声あげられている。

日本においても、外出時の口輪、リードの装着、マイクロチップの装着や届出制等の規制をかけることは事故防止や市民に安心感を与えるの一つの手段と考えられるが、犬種を指定して規制をかけることは国

際的にも反対意見は多いことは事実。

- ・ オリでの飼育について、飼育環境が悪くなり動物福祉が担保されない場合は虐待につながり問題である。今年6月に施行された犬猫を取り扱う動物取扱業への適正飼養管理基準でも、広さや高さなどの数値規制だけでなく、そのケージ内での動物の状態についても記載されている。つまり、人への安全性が確保されたとしても、不適切な飼養管理を継続すれば、虐待に当たる可能性もあり、動愛法第44条違反になりかねない。加えて、制限された檻の中での不敵な飼養管理などは運動不足やストレスに繋がり、逆に攻撃の危険性が高まる可能性もある。

【奥田委員】

- ・ 犬種は他にもあり、特定の犬種だけを規制することは現実的でない。規制のために何らかの基準を設けるのであれば、事故発生時により重篤になる可能性から、大きさや体重による方が理解できる。
- ・ 咬傷事故削減のためには、事故原因の調査事項をより詳細にし、明らかになった原因に対しての対策を行うことが重要。
- ・ 事故発生時の状況をより具体的に調査することで、傾向を明らかにし、その対策を講じるべき。例えば、普段から他人に触らせていたか、リードを持っていた人は誰か、攻撃の前触れになる行動があったか、犬と被害者の行動など。

【柴田委員】

- ・ 大型犬ばかりが咬傷事故を起こしているわけではなく、小型、中型犬による重症事故も獣医師会でも把握している。大型犬に限らず、飼い主への適正飼養の啓発等をしていくべき。
- ・ 事故発生時の指導についてのマニュアルの整備が必要。例えば、猟犬がはぐれてしまった場合は、猟を行った場所の近隣の自治体にも情報伝達するなど。
- ・ 原因を的確に把握するために、被害者からも事故状況を聞き取るべき。

【浅野委員】

- ・ 茨城県が特定犬種に指定している8犬種は、昭和40～50年代の裁判事例になっている事故の原因犬種に多いので、一定の合理性はあると思われる。今後の調査で犬種指定に効果があることが明らかになれば、その必要性を検討しても良いかと思うが、犬種指定するよりも顎の大きさや体高、体重で特定すべきと考えている。
- ・ 他自治体へのアンケートでは、体の大きさや加害歴で指定している

のかも聞いてほしい。

- 事故原因の追加調査では、被害者からも事故状況を聞き取ることに加え、散歩時の事故の場合の散歩をしていた人の特性、加害犬の咬傷事故履歴、被害者が犬を連れていたか、を項目に追加してほしい。
- 狩猟犬で事故があるのであれば、条例の係留義務の適用除外の条件を見直す検討が必要。
- オリでの飼養では人との触れ合いが減り、事故防止の点から逆効果になるのではないか。調査ではオリ等による飼養方法、逸走防止策の実施状況を意識して調べてはどうか。

【森委員】

- 犬種を指定して規制している自治体の事故数の推移を調査することで、犬種指定の必要性を検討する材料となる。
- 櫻井委員から、市民から行政へ情報提供があっても解決しないという方からの相談があるとの意見があった。それはマニュアルが無かったために行政が動けなかったということもあると思う。まずは運用マニュアルの制定を行うという方向で調査を行い、次の検討会で再度議論したい。

(2) 今後のスケジュールについて

事務局より説明。委員からの質問、意見なし。